

事務連絡

平成20年4月18日

各 保険医療機関 様

各 保険薬局 様

各 訪問看護ステーション 様

千葉県国民健康保険団体連合会

診療報酬請求書等の取り繕いについて（お願い）

平素、診療報酬の請求に当たりましては、格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成20年4月1日からの後期高齢者医療制度施行に伴い、診療報酬請求書等の様式においても一部改正が行われたところであります。

つきましては、改正前の様式で請求する場合には、下記により御提出下さいますようお願いいたします。

記

1 診療報酬明細書の取り繕い

「保険種別1」又は「本人・家族」欄については、請求レセプトが未就学者又は高齢受給者一般・低所得者及び後期高齢者医療に該当する場合にのみ、「本人・家族」欄を次の例により取り繕って下さい。

「保険種別1」欄

【例】後期高齢者医療

後期

3 老人

「本人・家族」欄

【例】未就学者入院外の場合

六

4 三 外

高齢受給者一般・低所得者入院外の場合

一

8 高外 9二

なお、歯科レセプト及び訪問看護レセプトについては、原則として新様式を使用することとしますが、旧様式については、上記の取り繕いのほか、算定する診療行為等を適宜訂正の上、御提出下さい。

2 明細書等の編綴方法等について

別添のとおり

3 診療報酬請求書について

老人保健分及び退職者医療分（70歳以上）については、旧様式を使用して下さい。

月遅れの国保分（老人保健分及び退職者医療分（70歳以上）を除く）については、当月分の請求に含めていただいて差し支えありません。

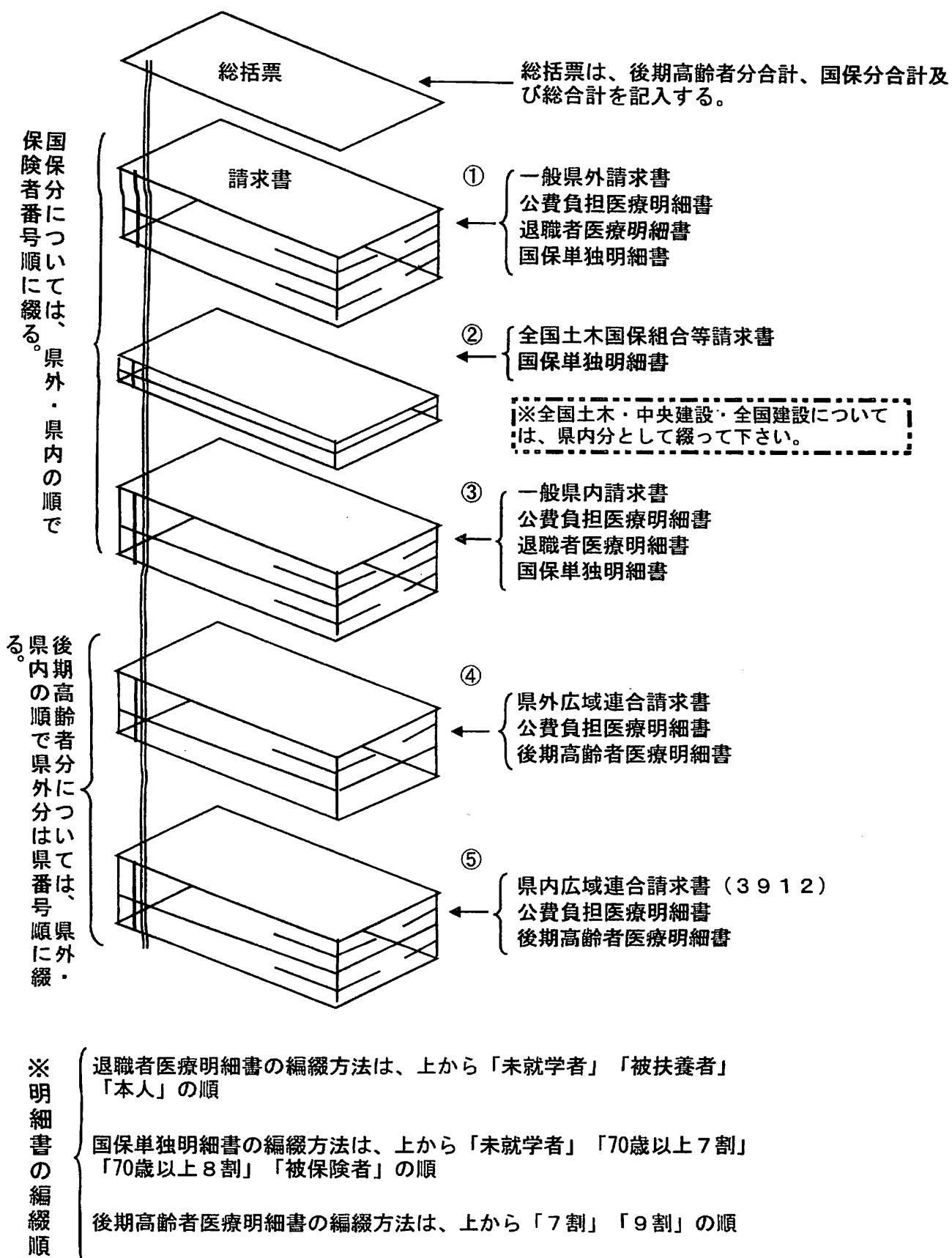
別途送付しております請求書の取り扱いを御参照下さい。

千葉県国民健康保険団体連合会

業務第一部管理課管理係

TEL 043-254-7183

# 明細書等の編綴方法



◎後期高齢者医療の請求書は県単位で1枚となります。